自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	一年

二　第二種航空身体検査証明書

技能証明の資格	区分	期間
自家用操縦士	交付日における年齢が四十歳未満	五年又は交付日から四十二歳の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が四十歳以上五十歳未満	二年又は交付日から五十一歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が五十歳以上	一年
一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士		一年

2～4　（略）

			あるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が四十歳以上五十歳未満		二年又は交付日から五十一歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が五十歳以上		一年
准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
	その他の場合		一年
一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士			一年

2～4　（略）

第二十二号様式中

「

9　適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）

□ 第1種身体検査基準	
定期運送用操縦士	
事業用操縦士	
准定期運送用操縦士	
計器飛行証明の保有	□有　□無

□ 第2種身体検査基準	
自家用操縦士	
一等航空士	
二等航空士	
航空機関士	
航空通信士	

」

を

「

9　適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）

□ 第1種身体検査基準	
定期運送用操縦士	
事業用操縦士	
准定期運送用操縦士	
計器飛行証明の保有	□有　□無

□ 第2種身体検査基準	
自家用操縦士	
一等航空士	
二等航空士	
航空機関士	
航空通信士	

」

に改める。

第二十四号様式を次のように改める。